公債管理ダイジェスト2023

R5.2 鹿児島県総務部財政課

公債管理の基本方針

- 防災・減災,国土強靭化対策への投資や県有施設等の老朽化対策など、今後重点 的に取り組むべき課題への対応も考慮した上で、公債費として後年度の財政運営に 影響を及ぼす「臨時財政対策債等を除く本県独自に発行する県債残高」を1.1兆円 程度で推移するよう管理
- 県債を財源とする普通建設事業費の水準等を適切に管理することにより、公債費 を適正な規模で管理

(参考:行財政運営指針)

概

県債残高・公債費の適正な管理

(1) 県債残高等の状況

- ▼ 行財政運営指針に基づき、メリハリをつけた社会資本の整備を行うことなどに より、本県独自に発行する県債残高は減少し、1.1兆円程度の残高で推移
- ▼ 令和5年度地方財政対策における臨時財政対策債の抑制に伴い. 臨時財政 対策債等を含む県債残高についても減となる見込み
- (2) 県債の加重平均利率の低下(R1:0.55%→R2:0.46%→R3:0.39%)

<県債発行額及び県債残高等の推移>

(単位:億円)

年度区分	R3	うち臨時財政 対策債等を 除く		うち臨時財政 対策債等を 除く	R5 (当初)	うち臨時財政 対策債等を 除く
元 金 償 還 額 A	1,123	792	1,124	792	1,052	725
新規の県債発行額B	1,055	762	775	704	670	611
県債残高への影響額 C=B-A	△ 68	△ 31	△ 349	△ 88	△ 382	△ 114
年 度 末 残 高	15,885	10,576	15,536	10,489	15,154	10,374

(注)表示単位未満を四捨五入しているため、表中の計算が一致しない場合がある

※「臨時財政対策債等」・・・・ 臨時財政対策債とH19以降発行した減収補塡債及びR2発行の猶予特例債

「臨時財政対策債」・・・・・ 地方交付税の振替として各地方公共団体が発行することとされている地方債であり、

後年度100%交付税措置される

地方財政制度上、地方税の急激な減収に伴う財源不足額に対応するため、各地方公共団体が発行することとされている地方債であり、後年度75%交付税措置される

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた地方税法の改正により、地方税の徴収 猶予の特例制度が設けられたことに伴い、地方公共団体に生じる一時的な減収を埋め るため、猶予相当額について各地方公共団体が発行することができる地方債

2 安定的な資金の調達等

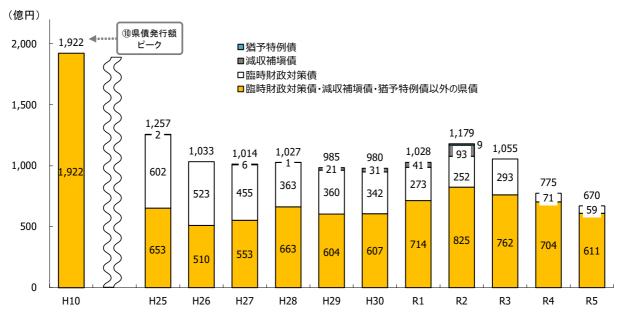
- 資金調達手段の多様化の推進 (1)
- (2) 全国型市場公募地方債の積極的な活用
- 積極的なIR活動の実施 (3)
- 市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立て **(4**)

1 県債残高・公債費の適正な管理

(1) 県債(新規発行分)の推移

○ メリハリをつけた社会資本の整備を行うに当たっては,交付税 措置のある有利な地方債を積極的に活用

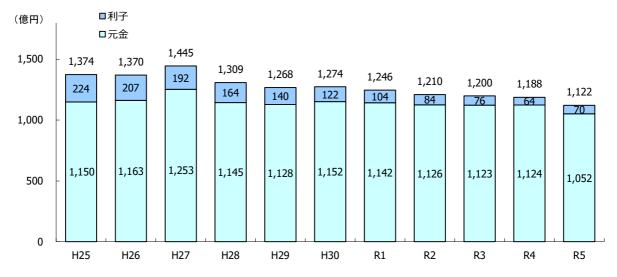
令和5年度の県債は、臨時財政対策債の減少等により減少



- ※1 R3までは決算額、R4は3月補正後予算額、R5は当初予算額(一般会計)
- ※2 予算ベースでの県債発行額は、予算上の事業が後年度へ繰り越される可能性があるため、決算額と異なる場合がある
- ※3 H25, H26は国の経済対策で創設した基金等の活用により、県債発行額を抑制

(2) 公債費の推移

○ 普通建設事業費の水準等を適切に管理することにより、適正 な規模で管理する必要

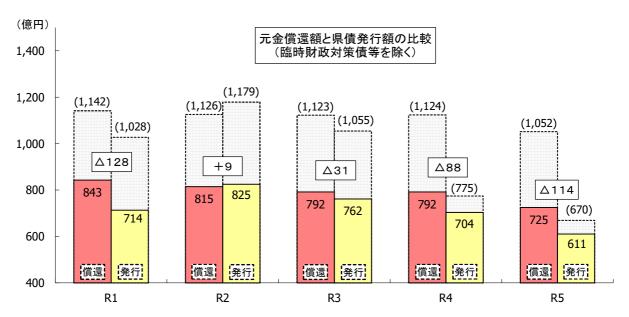


- ※1 R3までは決算額、R4は3月補正後予算額、R5は当初予算額(一般会計)
- ※2 H27は口蹄疫対策地域活性化基金設置事業に係る償還金100億円を含む

「公債費」 … 地方公共団体が借り入れた地方債の毎年度の元利償還(返済)金,一時借入金利子及び 満期一括償還方式の県債に係る償還財源積立金の合計

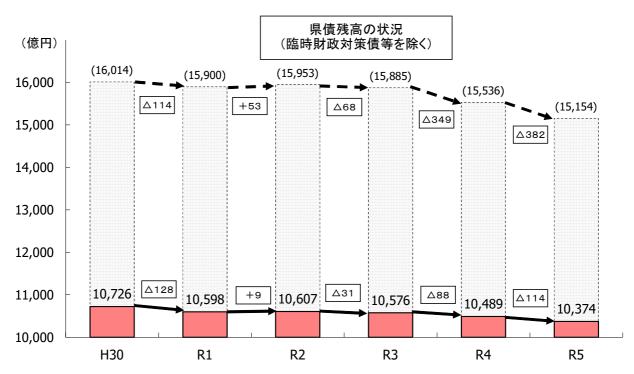
(3) 県債残高の状況

○ 臨時財政対策債等を除く令和5年度末の県債残高→ 114億円減少見込であり、1.1兆円程度で適正に管理



- (注) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある
 - ※1 R3までは決算額, R4は3月補正後予算額, R5は当初予算額 (一般会計)
 - ※2 ()は、臨時財政対策債等を含んだ元金償還額と県債発行額

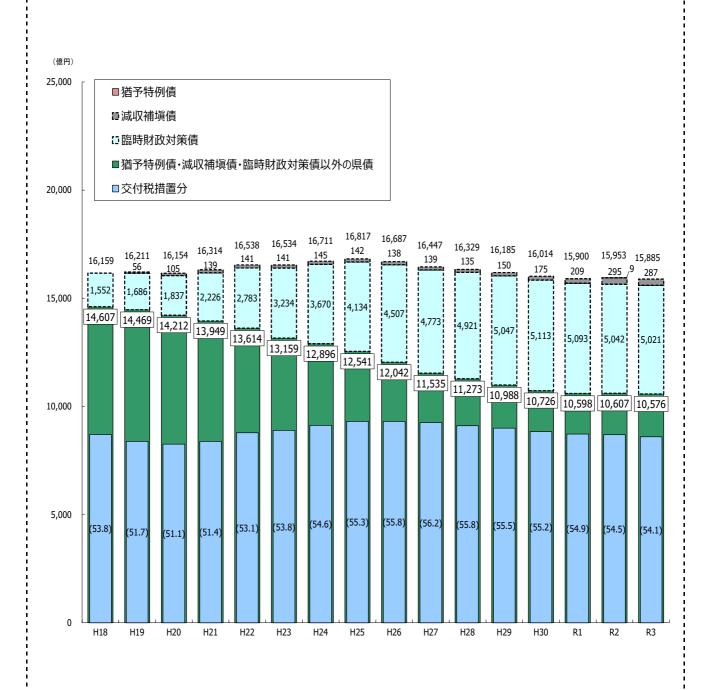
県債発行一元金償還<0の場合、県債残高は減少



- (注) 表示単位未満を四捨五入しているため、グラフ中の計算が一致しない場合がある
 - ※1 R3までは決算、R4は3月補正後予算、R5は当初予算ベース (一般会計)
 - ※2 は、対前年度増減額
 - ※3 ()は、臨時財政対策債等を含んだ県債残高

く参考>

県債残高の推移



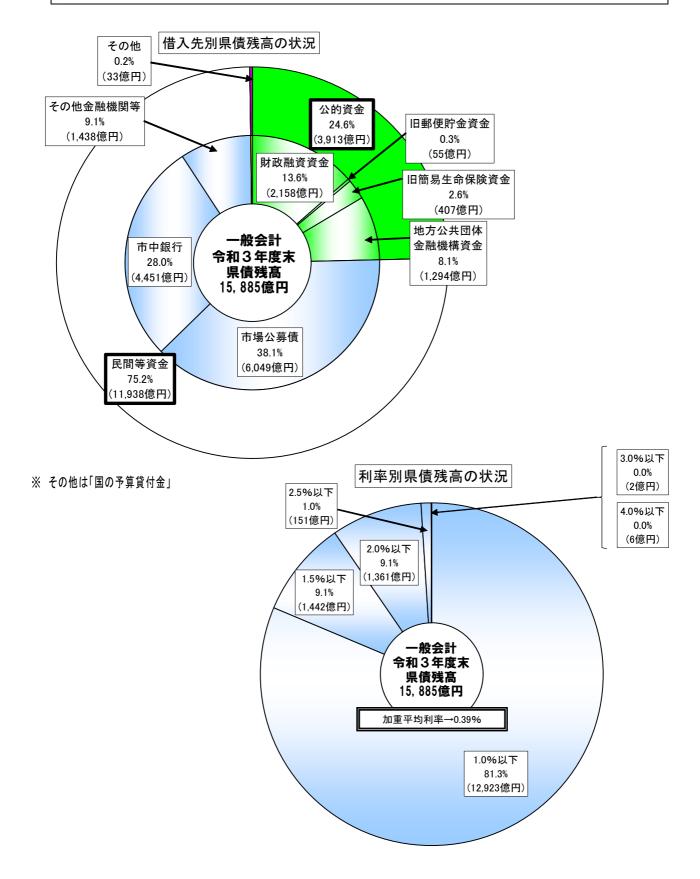
※1 一般会計決算額

※2 ()は、県債残高(全体)に対する交付税措置率〔単位:%〕

(4) 県債残高の状況(借入先別、利率別)

○ 日本銀行のいわゆるマイナス金利政策の影響により金利が 低位で推移していたこと等から,加重平均利率が低下

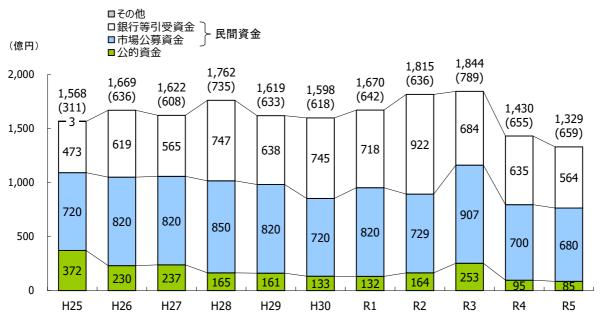
R1:0.55% → R2:0.46% → R3:0.39%



2 安定的な資金の調達等

(1) 県債資金調達の現状

○ 各資金の特色を踏まえたバランスのよい資金調達を実施



- ※1 R3までは決算額、R4、R5は現時点の見込み額
- ※2 その他は「国の予算貸付金」
- ※3 一般会計と公債管理特別会計の計であり、()は借換債発行額で内数

(2) 県債資金調達の考え方

- ① 発行時期の平準化と機動的な借入
- ② 発行年限の多様化
- ③ 機関投資家等への積極的なIRの実施
- ▼ 発行時期の平準化と機動的な借入
 - → 年間を通じた資金需要の動向を勘案しながら、市場公募債の活用などにより、発行時期の平準化を図る。
 - → 金利動向やキャッシュフローの状況を見極めた機動的な資金調達(銀行等 引受資金やフレックス分の活用等)により、公債費負担の軽減を図る。

▼ 発行年限の多様化

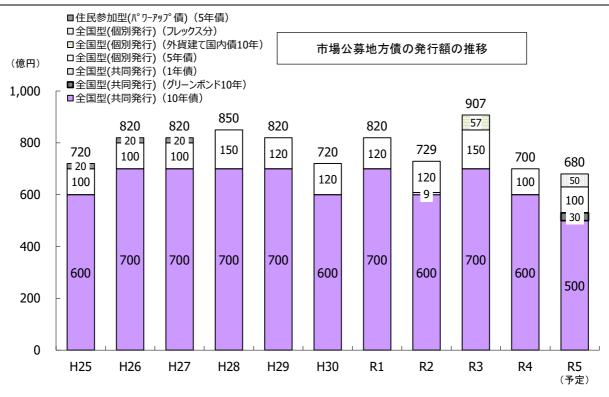
→ 債券の需給動向、投資家ニーズ等を踏まえつつ、金利コストや金利変動リスクを勘案しながら、適切な年限構成により資金調達を行う。

▼ 積極的なIRの実施

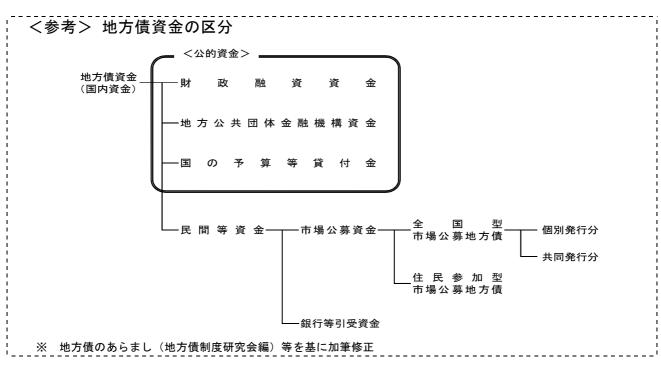
→ 行財政改革の成果等を機関投資家へ十分説明することにより,本県地方債 に対する信認の維持・向上を図る。

(3) 資金調達手段の多様化

- ① 長期的・安定的な資金である市場公募地方債を積極的に活用
- ② フレックス分の活用により、市場環境に応じた機動的な資金調達を実施
- ③ 脱炭素化や気候変動への適応等に対する需要の高まりを受け、共同債(グリーンボンド)を新たに発行



- ※1 フレックス分は、あらかじめ償還年限や償還方法を定めていないものであり、市場環境や投資家の需要を的確に 把握した上で、年限とタイミングを機動的に決定するもの(令和3年度は外貨建て国内債を57億円発行)。
- ※2 住民参加型市場公募地方債については、平成28年度以降発行休止中。



<参考> 各資金の特色

	×	分	発行 方式	発行年限	償還方法	利率の 設 定	対象事業
公的	財	政融資資金	証書	5~40年 超長期(20年~)が中心	選択 ①元利均等 ②元金均等	選択 ①固定金利 方式 ②利率見直し 方式	公共事業, 公営住宅, 災害復旧, 教育施設 等, 臨時財政対策債, その他
資金	地方公共団体金融機構資金		証書	5~40年 超長期(20年~)が中 心	選択 ①元利均等 ②元金均等	選択 ①固定金利 方式 ②利率見直し 方式	公共事業,公営住宅, 教育・福祉施設等, 一般単独,病院・介 護サービス,臨時財 政対策債,その他
	資	全国型市場公募地方債	証券	5 年 又 は 10年が中心 (-mで超長期(20年 又は30年等))	満期一括等	固定金利方式	
民間等資金		住民参加型 市場公募地 方債	証券	5 年 等 の 中期が中心	満期一括	固定金利方式	地方公共団体の任意 (償還期間によって は借換が必要となる 場合がある。)
		限行等引受 蚤 金	証券証書	10年が中心	元金均等 満期一括等	地方公共団体 の任意	

[※] 地方債のあらまし(地方債制度研究会編)等を基に作成

(4) 満期一括償還に備えた基金積立て

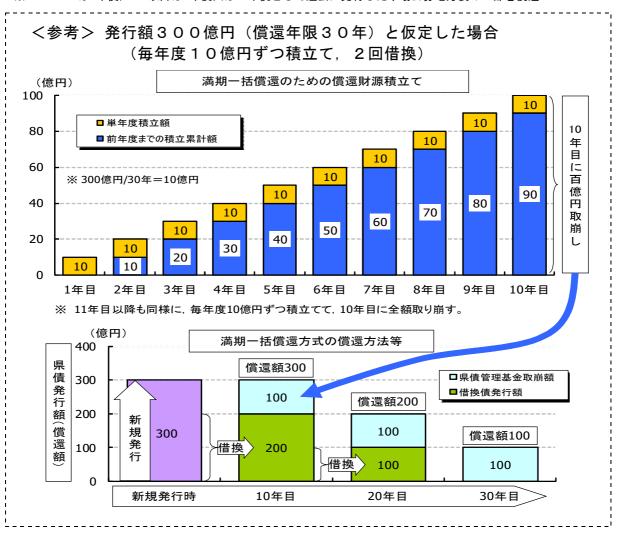
○ 市場公募地方債(満期一括償還方式)の償還財源として、 毎年度、ルールどおりに基金積立てを実施

(R3:308.7億円、R4:310.6億円、R5:317.5億円)

▼ 市場公募地方債の満期一括償還に備えた基金積立て

												()	単位:億円)
区分	発行額	2 处 √二 贞石		積 立 分				償 還 分				合計	
区方 光1J領	うち新発	H18∼R1	R2	R3	R4	R5	H23∼R1	R2	R3	R4	R5		
H17~25債	5,610	5,227	1,741.6	179.5	179.3	179.3	179.3	△890.5	△220.0	△245.8	△206.9	△207.0	688.7
H26債	820	720	135.6	27.1	27.1	27.1	27.1	△20.0	_	_	_	_	224.0
H27債	820	453	60.4	15.1	15.1	15.1	15.1	_	△20.1	-	_	_	100.8
H28債	850	533	75.3	25.1	25.1	25.1	25.1	-	-	△25.0	_	_	150.6
H29債	820	487	42.1	21.1	21.1	21.1	21.1	_	_	-	△20.0	_	106.4
H30債	720	387	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	-	1	-	_	△20.0	44.5
R1債	820	335	-	11.2	11.2	11.2	11.2	ı	1	1	_	_	44.7
R2債	729	249	_	-	17.0	8.0	8.0	_	_	_	△9.0	_	24.0
R3債	907	328	-	_	-	10.9	10.9	-	1	-	_	_	21.9
R4債	700	207	_	_	_	_	6.9	-	_	_	_	_	6.9
合計	12,796	8,924	2,067.8	292.0	308.7	310.6	317.5	△910.5	△240.1	△270.8	△235.9	△227.0	1,412.4

- (注) 表示単位未満を四捨五入しているため、表中の計算が一致しない場合がある
 - ※ H23~H26は5年債, H27以降は5年債又は10年債として過去に発行した市場公募地方債の一部を償還



(5) 県債(地方債)の償還確実性(安全性)

- 地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、 BIS規制(※)におけるリスクウェイト0%
 - ※ BIS規制…国際業務を行う銀行の自己資本比率に関する国際統一基準(BIS:国際決済銀行 (Bank for International Settlements))
 - ① 地方債の元利償還に要する財源の確保
 - ▼ 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
 - ▼ 地方財政計画の歳出に公債費(地方債の元利償還金)を計上
 - ▼ 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の 総額を確保
 - ▼ 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入



地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

- ② 早期是正措置としての起債許可制度
 - ▼ 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行等に 当たって総務大臣等の許可が必要

【本県のR3実質公債費比率は、11.3%】

▼ 実質赤字額が一定以上である地方公共団体は、地方債の発行等に 当たって総務大臣等の許可が必要

都道府県の場合,実質赤字額が標準財政規模の2.5%以上 【本県の場合は,実質赤字額なし】



地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「実質公債費比率」又は「実質赤字額」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要すること等の早期是正措置を講じている

- ③ 財政の早期健全化、財政の再生
 - ▼財政指標の公表による情報開示の徹底(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)
 - ◎ 令和3年度決算において、すべての指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)が早期健全化基準を下回る水準

	早期健全化基 準	財政再生 基 準	令和3年度 決 算	備考
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	3. 75%	5%		実質赤字額がないことから、比率が算定されないため、「一」と記載
連結実質赤字比率	8. 75%	15%		連結実質赤字額がないことから、比率が算
(すべての会計の実質赤字の比率) 実質公債費比率	0. 75%	1 3 /0		定されないため、「-」と記載 H30:12.2%
(公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率)	25%	35%	11. 3%	R1:11.7%
顺业各担比 索				R2:11.5% H30:216.8%
将来負担比率 (地方債残高のほかー般会計等が将来負担すべき実質	400%		195. 3%	R1:217. 7%
的な負債を捉えた比率)				R2:212.1%

<参考> 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要について

健全段階

- ○指標の整備と情報開示 の徹底
- フロー指標:
 - 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ストック指標:

全財

- 将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- →監査委員の審査に付し議会に報 告し公表

財政の早期健全化

- ○自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定(議会の 議決)、外部監査の要求の義務 付け
- 実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認めら れるときは、総務大臣又は知事 が必要な勧告

財政の再生

- ○国等の関与による確実な 再生
- 財政再生計画の策定(議会の議決)、 外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、 同意を求めることができる

【同意無】

・災害復旧事業等を除き、地方債の起債 を制限

【同意有】

- ・収支不足額を振り替えるため、償還 年限が計画期間内である地方債(再生 振替特例債)の起債可
- ·財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

財政再生基準

(財政悪化)